

## 第7回三条市教育制度等検討委員会会議次第

と き：平成20年2月13日（水）

午前9時～

ところ：三条市役所栄庁舎3階大会議室

1 開 会

2 開会のあいさつ

3 協 議

(1) 三条市教育制度等検討委員会最終報告（案）について

(2) その他

4 最終報告の答申

—— 雲尾教育制度等検討委員会委員長から梨本教育委員長へ答申 ——

5 市長お礼のことば

6 閉 会

(配布資料)

三条市教育制度等検討委員会最終報告（案）

# 三条市教育制度等検討委員会最終報告（案）

——次代を担う心豊かな子どもたちをはぐくむために——

平成20年2月

三条市教育制度等検討委員会

# 目 次

はじめに	1
1 三条市の学校教育を取り巻く現状と課題	2
(1) 児童生徒の実態	2
(2) 教職員の実態	3
(3) 学校の規模や施設整備の現況	4
2 教育制度に関すること	5
(1) 6・3制	5
(2) 学期制	5
(3) 学校選択制	6
3 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること	8
(1) 学校規模の適正化及び通学区域のあり方	8
(2) 学校の建て替えと統合計画	10
4 教育内容の体系的編成に関すること	12
(1) 心身の発達を考慮した見通しのある連続性の確保	12
(2) 三条市における小中一貫教育の概要	12
おわりに	17

## <参考資料>

- ・教育委員長からの検討依頼文
- ・三条市教育制度等検討委員会設置要綱
- ・三条市教育制度等検討委員会委員名簿
- ・三条市教育制度等検討委員会の審議経過

## はじめに

三条市教育制度等検討委員会は、平成19年1月に三条市教育委員長から「三条市教育基本方針に基づく教育制度等の検討について」依頼を受け、これまでに全体会議のほか、専門部会での審議を含め12回にわたって協議を行ってまいりました。

検討依頼事項1「教育制度に関すること」については、その主な検討結果として義務教育9年間を連続した期間としてとらえ、現行の6・3制を弾力化して、児童生徒の心身の発達に応じた小中一貫教育の導入を図ることが学力向上や生徒指導の充実などに有効であるとの結論に至りました。

学期制については、当分の間3学期制を継続実施することとし、学校選択制については、本市の弾力的な現行制度の枠内で不都合なく対応されている現状から、実施する場合は、改めて議論することとしたものです。

検討依頼事項2「学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること」については、小学校は12学級以上、中学校は9学級以上を望ましい規模とする中で、通学区域については、国の基準を基本とし、今後、地域住民や学校現場の意見を踏まえ決定するものとした。また、今後の小中一貫教育の導入に向け、第一中学校区と第三中学校区をモデル校とし、第一中学校区には施設の現状を踏まえ、三条高校跡地を視野に入れた一体型の小中一貫校の建設を、第三中学校区には、既存校舎の利用を基本とする併用型か連携型による小中一貫校の施設整備を検討し、平成24年度には、市内全域で小中一貫教育を実施する方向で結論を得ました。

検討依頼事項3「教育内容の体系的編成に関すること」については、「小1プロブレム」解消に向け、幼稚園・保育所（園）から小学校への円滑な移行を実現するため、幼児教育と連携したカリキュラム等の編成や段差解消に向けた問題点や課題の整理を行うという結論に至りました。また、「中1ギャップ」を解消し、子どもたちの夢や希望をはぐくみ、中学校への円滑な移行を実現するため、発達段階に応じた9年間の継続的な教育活動の充実を図り、小学校と中学校とがより連携しやすいプログラムの作成や環境をつくるとの結論を得ました。

本検討委員会では、以上のようにハード・ソフトの両面にわたり根本から幅広く検討を行い最終報告としたものです。

本報告を基に、三条市の教育行政が学校の教職員や保護者、地域住民とともに、これからの三条市の教育を一層発展させることを願うものです。

## 1 三条市の学校教育を取り巻く現状と課題

### (1) 児童生徒の実態

#### ア 学力面から

全国標準学力テスト（NRT）の結果をみると、本市の小・中学生は、全国平均をやや上回る傾向が続いています。しかし、中学校入学後に学力が伸び悩み、学年が上がるにつれて全国平均をやや下回る教科も見られます。加えて、上位層と下位層の二極化傾向があるとともに、上位層の児童生徒がそれほど多くない傾向が見受けられます。

中学校の英語をみると、中学校1年生では大きく落ち込んでいますが、中学校2年生ではやや持ち直しています。また、全体としては、論述式の問題での無答率が高くなる傾向も現れています。

このような学力実態から本市の学校教育の取組を見直してみると、各学校ではくり返し基礎的な事項を練習する時間の設定や一人ひとりの学習状況に応じた丁寧な指導を積み重ねるなど、基礎学力の徹底において成果をあげていると考えられます。

しかし、意欲を高め自ら学び自ら考える力の育成や、小学校と中学校での学習のやり方や進み方の違いに対応した連携については、各学校や中学校区単位での取組が少しずつ充実してきているものの、目に見える成果として現れていないと推察されます。

また、三条市には豊かで誇れる文化・歴史・自然等があるにもかかわらず、三条市に対する愛着や誇りが弱いとの指摘もあります。これは、系統的・体系的な地域学習が実施されていないために、必ずしも三条市のよさに気付いていないことなどが理由としてあげられます。

本市では、毎年NRTを実施し学力実態の基礎資料を収集・分析したり、小中の連携を視野に入れた中学校区単位での学力向上プロジェクト事業を実施してきました。具体的には、中学校区単位の教職員が共同で各種調査を分析し学力実態を明らかにしながら、授業公開を中心とする学力向上に向けた取組を展開しています。また、刃物・ものづくり教育や科学教育推進事業を展開し、児童生徒たちに「ふるさと三条」に愛着を持たせたり、科学に興味を持たせたりしようと取り組んできました。しかし、解決に向けた時間や場の設定等が思うようにできない現状もあり、日常的な取組まで発展せず、根本的な改善が図られないまま今日を迎えています。

#### イ 生徒指導面から

全国的傾向と同じようにいじめ・不登校が中学校1年生になると急激に増加するいわゆる「中1ギャップ」問題が見られ、不登校児童生徒数やいじめの認知件数を見ると小学校は5年生でピークがあり、小学校6年生から中学校1年生になるとその数は急増します。また、基本的な生活習慣が乱れたり人とかかわる力が低下していたりす

る傾向や、LD<sup>1</sup>（学習障害）、ADHD<sup>2</sup>（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症<sup>3</sup>（知的発達の遅れを伴わない自閉症）などの特別な支援を必要とする児童生徒の増加などがほとんどの学校から報告されています。

これらの問題の背景には、児童生徒の心理的・生理的成長が以前より早期化していることや、少子化・核家族化等により人間関係が未熟なまま成長することなどがあると考えられます。

これに対し各学校では、いじめ・不登校などの兆候を早期に発見するために生活アンケートなどを実施し児童生徒の心の状態をチェックしながら、児童生徒の教育相談などの取組を行っています。また、よりよい人間関係を育むために縦割り班の活動や人間関係づくりのスキルを学ぶ取組などを行っています。

さらに、本市では、中学校区単位で「心と学びの教育フォーラム」を実施し、学校・保護者・地域が一体となった取組の推進を図っています。

しかし、自分の居場所が見つけられず苦しんだり傷ついたりしている児童生徒もまだまだ存在しています。すべての児童生徒が希望を持ち夢や目標に向けて輝く毎日を送れるように、全力をあげて取り組んでいかなければならない状況にあります。

## (2) 教職員の実態

各学校には、初めて教師になった先生から教職経験の豊かな先生までがおり、教職員の指導力にも差が見られます。そこで、学力調査等を学校全体で分析・検討して子どもの実態に応じた対策を講じたり、校内研修で授業の具体的な指導方法の検討をしたりするなど、学校全体として教育の質を確保する取組が行われています。

本市では、教職経験年数や職に応じた具体的な指導を計画的に行い、指導力や職能のレベルアップに力を入れてきました。また、中学校区単位で学力向上や豊かな心の育成に組織的に取り組んでいます。今後さらに、自分の学級や教科だけではなく学校全体や中学校区全体の「協働」による質の高い教育活動を展開しようとする教職員の意識改革を図っていく必要があります。

---

<sup>1</sup> LD…（Learning Disabilities の略） 学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

<sup>2</sup> ADHD…（Attention Deficit / Hyperactivity Disorder の略） ADHD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

<sup>3</sup> 高機能自閉症…高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

### (3) 学校の規模や施設整備の現況

#### ア 児童・生徒数の減少

少子化の影響により、全国的な傾向と同様、本市においても児童生徒数が減少してきており、小学校全24校のうち15校が、中学校全9校のうち7校が12学級未満のいわゆる適正規模に満たない学校となっています。

現時点で把握される住民基本台帳に基づく未就学児童を含めた児童生徒数を推計すると、平成18年度9,319人が平成24年度には、8,390人となり、平成18年度と比べて9.97%の減少を示すものと捉えています。

学校教育の更なる充実を図るため、学校の統廃合も視野に入れた中で適正規模の確保について検討し、本市の教育制度のあり方を考えていく必要があります。

#### イ 学校施設の老朽化

昭和30年代を始めとする児童生徒の急増期に建てられた市内の小・中学校の多くにおいて、建築本体や電気・給排水設備等に老朽化が見られ施設面における教育環境の悪化が進んでいます。

このため、児童生徒にとって快適な教育環境の保持・充実を図るための大規模改修工事に膨大な事業費が必要となります。

#### ウ 学校施設の耐震化

本市の学校施設において、昭和56年以前の「旧耐震基準」で建築された学校は、小学校12校、中学校6校、幼稚園が1園あり、耐震診断の必要な棟数としては、97棟あります。

平成18年度文部科学省の「公立学校施設の耐震状況調査」によれば、全国平均の耐震化率は54.7%、耐震診断率は67.9%であり、本市は耐震化率で36.8%、耐震診断率で7.3%にとどまっています。

このことから、本市では、今年度、診断の必要な学校、幼稚園の全ての棟数において耐震化優先度調査を実施したところです。

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、また、災害時の地域住民の避難場所でもあることから、安全安心な施設整備の観点から計画的に耐震化を図る必要があります。

## 2 教育制度に関すること

### (1) 6・3制

児童生徒の心理的・生理的な成長について、男子の身長が最も伸びる時期が12～13歳に早まり、女子の平均既潮率が小学校6年生で50%に達しているとの報告があります。また、精神的にも小学校5年生になった途端に自尊感情の低下が急速に進むことが、他地域の調査から確認されています。この自尊感情の低下は思春期特有の現象です。さらに、前述したように「中1ギャップ」の現象も小学校5年生段階で兆候が見られます。

これらのことから、児童生徒の心理的・生理的成長は小学校5年生近辺が転換期になったと考えられます。そのため、小学校5年生以降の児童生徒へは、思春期特有の不安や悩みを持つ存在としての対応が求められます。ところが、現行の6・3制では、この時期に中学校への進学という大きな外部環境の変化があります。この変化は子ども心に大きな負担をかけ、「中1ギャップ」現象として現れてくると考えられます。

脳科学の知見でも、特定の領野が優位に発達する時期があり、小学校5・6年生では抽象的・論理的思考力が高まり、「どうしてその答えになるのか」、「なぜそうになっているのか」、ということに関心を持つようになると言われてます。小学校4年生までは、反復学習によって知識や技能をしっかりと定着させる時期です。一方、小学校5年生から中学校にかけては、知識や技能を用いて、抽象的な概念を論理的に理解する力を磨く時期です。この時期の指導は、小学校から中学校にまたがるため、双方の教師が互いに協力しながらカリキュラムをつくるのが大切だと言われています。

結論的には、学校が直面している様々な今日的な課題を解決していくためには小学校5年生から中学校1年生の時期が大きなポイントであり、発達段階に応じた小・中9年間を見通したカリキュラムをつくるのが大切です。具体的には、小・中9年間を「4・3・2区分」、前期（小学校1年生～小学校4年生）、中期（小学校5年生～中学校1年生）、後期（中学校2年生～中学校3年生）に分けて、小中一貫教育を導入すべきであると考えます。

### (2) 学期制

学力向上（学習時間増）につながる一つの方策として、2学期制を導入している市町村があります。新潟県でも平成19年度、小学校の約3割、中学校の約4割が2学期制を実施しています。

2学期制では、「教師の意識改革」や「教育活動の見直し」を図ることが可能となります。また、「授業時数増」が生まれたり、「学びの連続性」が意識され長期休業中の有効活用が図られたりするよさもあります。

しかし、児童生徒や保護者にこれまで通り3学期制を継続してほしいとの願いが強



かったり、通知表による評価が減ること、中学校の定期テストの範囲が広がるのではないかとの懸念があったりします。加えて、2学期制を導入した市町村からは、期待したほどの時数が増えないことや学力向上に直接反映しないといった意見も散見されます。

3学期制を維持することは、教員からの評価や定期テストの回数が確保されるので、地域や保護者からも理解を得やすいことや新潟県の季節・風土に合っていると考えられます。また、「授業時間増」や「学びの連続性」は3学期制のままでも工夫できます。

そこで、本検討委員会では、現段階での基本的な考えとしては、当分の間、3学期制を継続実施していくという結論に至りました。3学期制を継続しながらも、各学校において「授業時間増」や「学びの連続性」を実現していくために、児童生徒の発達段階を考慮しつつ、週時程の工夫・見直しや長期休業の活用を図っていくことの検討が必要であることは言うまでもありません。

### (3) 学校選択制

国は、規制緩和の観点から通学区域制度について、全国の市町村教育委員会に対してその弾力的な運用を促していることから、近年市町村教育委員会の中には、「学校選択制」として、保護者の選択により就学すべき学校の指定を行う取り組みも見られます。

このため、本検討委員会では、これからの三条市の教育のあり方について検討するに際して、この問題も不可避な検討課題であるとの認識のもと、「学校選択制実施の有効性の視点」からその是非について検討を行ったものです。

## ア 学校選択制実施の有効性からの視点

### (ア) 学校選択制の定義と種類

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることが学校教育法施行規則第32条第1項で規定されています。

この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定することを学校選択制といい、「自由選択制<sup>4</sup>」、「ブロック選択制<sup>5</sup>」、「隣接区域選択制<sup>6</sup>」、「特認校制<sup>7</sup>」、「特定地域選択制<sup>8</sup>」の5つのタイプに分類されます。

---

<sup>4</sup> 自由選択制…当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの

<sup>5</sup> ブロック選択制…当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

<sup>6</sup> 隣接区域選択制…従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの

<sup>7</sup> 特認校制…従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

<sup>8</sup> 特定地域選択制…従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

#### (イ) 学校選択制のメリット・デメリット

学校選択制のメリットについては、「保護者の学校に対する関心が高まる」、「各学校が競争意識を持って、切磋琢磨する」、「学校の情報が外部に公開されるため、学校内にいい意味での緊張感ができる」などがあげられます。

また、デメリットとしては、「特定の学校に人気集中し、学校間の格差が広がる」、「地域と保護者の連帯感が希薄化する懸念がある」、「選択肢数の不足」や「風評に振り回される」などがあげられるところです。

#### (ウ) 公立小・中学校における学校選択制の実施状況

平成17年3月、文部科学省発表の「公立小・中学校における学校選択制の実施状況調査結果(平成16年11月現在)」によれば、小学校8.8%(227自治体)、中学校11.1%(161自治体)の自治体で学校選択制が導入されており、全国的にみても、完全実施しているところは、少ない状況にあります。

現在本市では、学校選択制は実施していないものの、学区外<sup>9</sup>、区域外就学<sup>10</sup>の承認基準に基づいて学校指定にかかる制度の弾力化により支障なく対応が図られていることから、あえて学校選択制を導入しなくても不都合がないものと考えています。

また、本市の地域性等を加味した場合、県内他市の事例から一番近い選択肢として「特認校制」が考えられますが、学校選択制を実施するに際してはメリット・デメリットを十分検討し、改めて議論する必要があるとの結論を得ました。

#### (エ) 三条市の基本的な考え方

就学校の変更及び区域外就学については、弾力的な現行制度の枠内で対処するものとします。また、学校選択制については、具体的な検討がなされ方向性が定まった後に、再度、実施の是非について検討を行うものとします。

<sup>9</sup> 学区外就学…市内の指定された就学校を変更して就学すること。

<sup>10</sup> 区域外就学…他の市町村等の学校に就学すること。

### 3 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること

#### (1) 学校規模の適正化及び通学区域のあり方

##### ア 学校規模の適正化が必要な理由

現在、我が国の義務教育をめぐる状況には、様々な課題が指摘されており、特に、教育に対する信頼が揺らいでいることから学校教育力の強化が求められているところ  
です。

また、全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数が減少し、平成18年  
5月1日現在、市立小学校全24校のうち15校が、中学校では、全9校のうち7校  
が国の基準で示す12学級未満の適正規模に満たない学校となっており、本市の今後  
における学校教育のあり方が問われているところです。

このことから、学校教育の更なる充実を図るため、適正規模に満たない学校の諸課  
題をいかにして解消していくかについて、教育制度等専門部会並びに学校施設等専門  
部会の両部会においてそれぞれの立場から検討を加えたところです。その結果、学校  
規模の適正化については、「子どもの集団活動からの視点」、「教育活動からの視点」、  
「学校運営と教員配置からの視点」の3つの視点から検討しなければならないとの結  
論を得ました。

##### (ア) 子どもの集団活動からの視点

学校で様々な個性を持った児童生徒同士、教職員との触れ合いを通して、相互に理  
解し、相手を認め合うことの大切さを育てていくためには、小・中学校とも各学年で  
クラス替えが可能となるよう1学年2学級以上の学級数が必要です。そうでないと、  
限られた人間関係の中で小・中9年間を過ごすこととなり、多様な関わりを通じて育  
まれる社会性が身に付きにくくなるとともに、学年の中での向上心が育ちにくく切磋  
琢磨に欠ける傾向が強まりがちです。

このことから、「児童生徒、教職員間において多様な人間関係を育むことができる規  
模」並びに「相互理解を深め、切磋琢磨しながら社会性が培われる規模」を有するこ  
とが必要と考えます。

##### (イ) 教育活動からの視点

教育活動の視点から見ると、学校の小規模化によって、グループ学習や部活動、学  
校行事など一定規模を前提とする教育活動が成立しない場合が出てくるため、集団に  
よる学習効果を得ることができなくなるという現実があります。

例えば、問題解決的な学習で多様な考えや意見を出し合い、互いに学び合ったり、  
運動会など集団で活動し、互いに認め合って向上していこうとする側面が疎外される  
という教育上大きな問題があります。

このことから、「グループ学習や部活動、学校行事など、一定規模の教育活動が支障なく成立する規模」が必要と考えます。

#### (ウ) 学校運営と教職員の配置からの視点

小学校で1学年1学級である場合、学年があがっても学級編制が変わらず児童生徒の人間関係が固定化され、学び合う授業の実施や人間関係力の育成にとって望ましい状況とは言えません。また、中学校においても、教科指導を充実させていくためには、教員が日常的に指導法を磨き合うことができるように、少なくとも授業時数の多い5教科（国語、社会、数学、理科、英語）には複数の教員配置が望ましいと考えられます。

そこで、望ましい学級数や、学級数から算定される教職員数を確保する関係から、ある一定規模が保証されることが必要です。小学校の適正規模としては、全学年でクラス替えが可能で、かつ多様な学習方法や活動を行うためには全校12学級（各学年2学級）以上が必要です。中学校の適正規模としては、中学校においては教科に専門性があることから学習指導面において各教科の免許所有教員の配置と、5教科における教員が複数配置され、クラス替えも可能となる全校9学級（各学年3学級）以上が、望ましいと考えられます。

#### <適正規模>

本検討委員会では、(1)アの(ア)から(ウ)の3つの視点から小・中学校に分けて適正規模を検討し、望ましい規模を以下のように定めました。

【小学校】 12学級以上

【中学校】 9学級以上

※ 学校教育法施行規則第17条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」としています。中学校においても、同施行規則第55条において小学校の規模を準用しています。

#### イ 通学区域のあり方

平成19年5月1日現在、三条市の通学区域の現状をみると、「三条市立学校通学区域規則」（平成17年5月1日教育委員会規則第14号）で規定した小学校24校、中学校9校をベースとした255通学区域（行政区）で構成されており、学区外・区域外就学についても基準に則り、弾力的な運営が図られているところです。

通学区域は、学校の適正規模や通学距離等により決定される学校配置と相関関係を持っています。一般的に児童生徒が歩いて通学することを考えれば通学距離は短いほ

どよいといえますが、短ければ適正規模を確保することが難しくなる反面、適正規模を確保しようとするとう通学距離が長くなる可能性があります。

本市の場合、中山間地を持つ下田地域があることから学区域が比較的広く、統廃合や学区修正を行うとその学区域はさらに広がることなどから、通学距離の基準は、国の基準（小学校概ね4 km以内、中学校概ね6 km以内）に準ずることが妥当であり、これを超えるような場合にあっては、公共交通機関やスクールバスを利用するなど、児童生徒等の負担を考慮しながら検討を図ったところです。

このようなことから、本検討委員会は、通学区域について、以下の基本的な考え方をまとめたものです。

- ◇ 通学距離や通学時間によって児童生徒の教育環境に格差が生じないように配慮する。
- ◇ 統廃合、学区修正を行う際の通学距離、通学時間については、次のとおりとする。

- ・ 小学校……概ね4 km以内
- ・ 中学校……概ね6 km以内
- ・ 通学時間…概ね1時間程度を限度

国の基準通学距離は

小学校…概ね4 km以内

中学校…概ね6 km以内

<義務教育諸学校等の国庫負担等に

関する法律施行令による>

- ◇ 安全・安心な通学路の確保（通年、冬期間を含め）
  - ・ スクールバス、路線バス等の利用
- ◇ 遠距離通学者の保護者への負担軽減
  - ・ 三条市遠距離通学費補助金の利用

なお、通学区域については、学校の適正規模等の検討を進める中で、子どもにとって通いやすく保護者にとって安心できるものとなるよう地域の実情を十分勘案し、地域住民や学校現場からの意見を聞く中で理解を得て進めることを基本とするべきと考えています。

## （２） 学校の建て替えと統合計画

### ア 教育制度からの視点

学校や学級の規模によって、教育活動を進める上でやりやすさ（メリット）ややりにくさ（デメリット）があります。具体的には、次のことなどが考えられます。

1学級の人数が少ない学級（一般に小規模校）では、児童生徒が活躍する場も多く、児童生徒の行動にも目が行き届くなどのよさがあります。

しかし、1学年1学級の小学校では、6年間を通してクラス替えが行われず人間関係が固定しがちになります。

また、中学校の小規模校では、教職員の数が少ないため生徒の希望する部活動ができないなどの状況があります。他にも、同じ教科に複数の教師がいないために、日常的に授業準備の協力をしたり、指導力を高め合ったりすることができません。

各学校では、メリットを生かしながらデメリットを克服しようと工夫しています。しかし、今後の児童生徒数の推移を考えると各学校の工夫だけではデメリットの解消が難しくなることが予想されます。

基本的には将来を見通して、望ましい学級数や、それから算定される教職員数を確保する関係から、ある一定規模が保証されることが必要です。小学校の適正規模としては、全学年でクラス替えが可能で、かつ多様な学習方法や活動を行うためには全校12学級（各学年2学級）以上が、また、中学校の適正規模としては、中学校においてはほとんどの教科で複数の教師が配置されることが可能な全校9学級（各学年3学級）以上が望ましい規模と考えられるということは、「3（1）学校規模の適正化及び通学区域のあり方」で述べたところです。

## イ 子どものための学習環境整備の視点

全国的な課題である学校施設の老朽化については、本市においても例外ではなく、また、少子化による児童生徒数の減少により適正規模に満たない学校が増え、学校運営に支障をきたす場合も出てきている状況にあります。

昭和30年代を始めとする児童生徒の急増期に建てられた三条地区等の小・中学校の多くにおいて、建築本体や電気・給排水設備等に老朽化が見られるとともに耐震化が遅れ、教育環境の悪化が進んでいます。

このような現状と課題については、本報告書の4ページに記述されている1－「三条市の学校教育を取り巻く現状と課題」の（3）「学校の規模や施設整備の現況」における、ア「児童・生徒数の減少」、イ「学校施設の老朽化」、ウ「学校施設の耐震化」でも触れたところです。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であるとともに、災害時の避難場所として、また、地域コミュニティの核としての使命を担っています。

老朽化が進む学校施設の維持管理には、膨大な予算がかかりますが、施設の現状を踏まえ、安全確保のために必要な整備を計画性をもって進めるべきと考えています。

なお、小中一貫教育実施に当たっての環境整備については、一体型による学校施設を始め、既存校舎の有効利用を基本として推進する併用型や連携型についても、モデル校設置から全市導入までの準備期間の中で検証し、順次整備を行う必要があるものと考えています。

## 4 教育内容の体系的編成に関すること

### (1) 心身の発達を考慮した見通しのある連続性の確保

学力向上や生徒指導の充実など様々な今日的な課題を解決するためには、これまでの取組について発展・向上させる必要があります。効果的な取組を進めるためには、幼稚園・保育所（園）から高校まで一貫した教育が大切です。特に幼稚園・保育所（園）から小学校、小学校から中学校へのスムーズな移行は、幼児・児童・生徒の心身の発達の変化を考慮した見通しのある連続性を確保することが求められます。

#### ア 幼稚園・保育所（園）と小学校との連携

基本的な生活習慣を身につけないまま入学する子どもたちによって集団生活が乱れ、授業が成立しにくいという、いわゆる「小1プロブレム」の問題を含めた幼稚園・保育所（園）から小学校へのスムーズな移行については、幼児期の遊びを中心とした経験を小学校の学習へとうまく発展させることが大切と考えられます。そのためには、幼稚園・保育所（園）と小学校との連携をより強化したカリキュラム等の編成や段差の解消に向けた問題点や課題等を整理し、新たに教育委員会へ移管される子育て支援課の機能も十分に生かしながら進めていくことが望まれます。

#### イ 小学校と中学校との連携

「中1ギャップ」を解消し、子どもたちの夢や希望をはぐくんでいくためには6・3制を弾力化し、9年間を4・3・2の3つに区分し、小学校と中学校との教育課程の連続を図り、児童生徒の心身の発達に応じた教育を行うことが適切であるという考えに至りました。そのためには、小中一貫教育を導入して小学校と中学校とがより連携しやすい環境をつくることが望まれます。

### (2) 三条市における小中一貫教育の概要

#### ア 「4・3・2区分」と一部教科担任制の導入

学習指導要領の内容に基づきながら、小・中9年間を「4・3・2区分」とし、前期（小学校1年生～小学校4年生）を基礎充実期、中期（小学校5年生～中学校1年生）を活用期、後期（中学校2年生～中学校3年生）を発展期と位置付けて、小中一貫カリキュラムを編成し、実施することが大切だと考えられます。

基礎充実期である前期は、くり返し指導などにより学習規律や基礎的・基本的な知識・技能の習熟と定着を図ること、活用期である中期は、身に付けたことを活用しながら論理的に思考する力の育成を重視すること、発展期である後期は、身に付けたことを発展させ、自ら課題を見つけ、それを解決する力の育成を重視することが求められます。

また、従来通り前期は学級担任制、中学校では教科担任制を採りますが、中期の小学校5・6年生に一部教科担任制を導入することで教科の専門性を高めたり、完全教

科担任制への移行時の軋轢をなくしたりする効果が考えられます。そのためには、小・中学校の校舎の利用方策を検討し、学び方や学ぶスピードを考慮した小・中学校間のより円滑な接続を目指していくことが必要です（図1参照）。

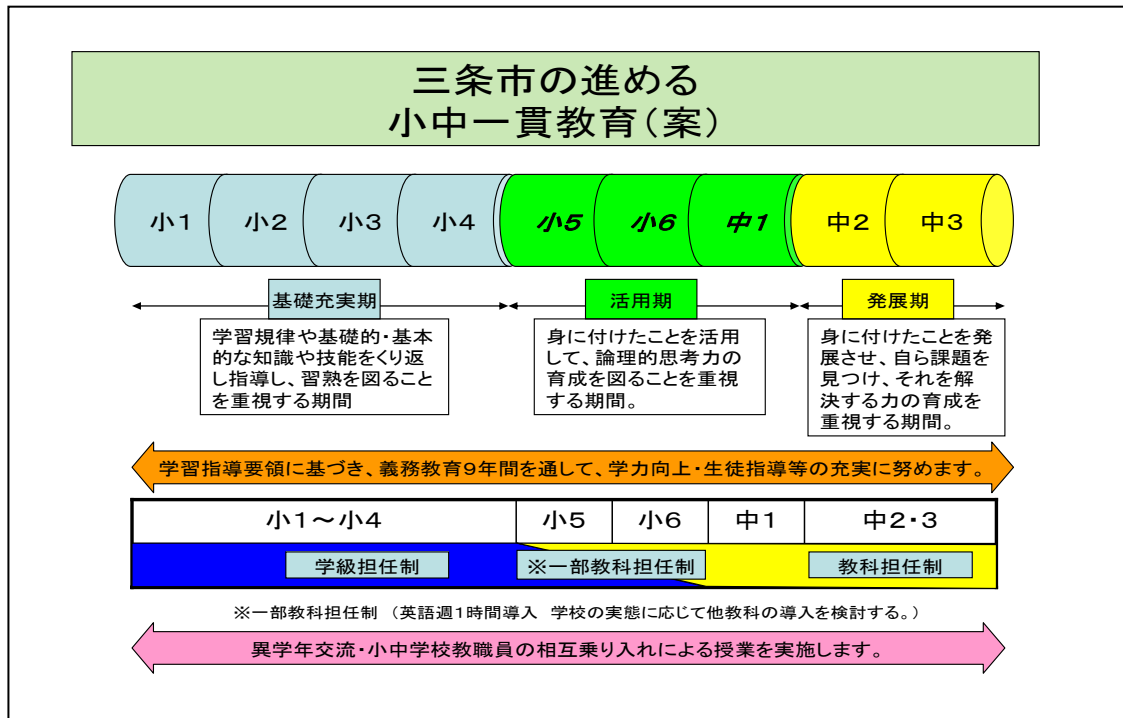


図1 三条市の進める小中一貫教育（案）

## イ 学力向上の取組

小・中9年間を見通した取組を実施し、学力向上を図っていくことが重要です。具体的には、

- ・基礎的・基本的事項を土台に自ら学ぶ学習の展開
- ・全学年での補充学習と発展学習の実施
- ・小学校5・6年生での一部教科担任制・週1時間の英語教育の実施
- ・体験的な学習やキャリア教育（児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育）の充実

などの取組により、基礎学力の徹底を含む基礎・基本の定着や自ら学び自ら考える力の育成を目指していく必要があります。



## ウ 生徒指導の充実

発達段階を踏まえた9年間の計画的かつ継続的な生徒指導・道徳教育を行うことが重要です。具体的には、

- ・縦割り班活動（いろいろな学年の児童生徒が一緒になって班をつくって活動すること）、異学年交流（違う学年の児童生徒と一緒に活動すること）、部活動交流等の小・中学生の継続的な交流の実施
- ・小・中9年間の人間関係力育成プログラムの作成
- ・中学校区単位での倫理観や規範意識、命を大切に作る心を育てる道徳教育の推進
- ・学校・保護者・地域の一体感のある青少年健全育成

などの取組により、児童生徒の自己肯定感・自己有用感の向上や基本的な生活習慣の改善を図り、いじめ・不登校の減少など、心の発達により効果が現れるように努める必要があります。

## エ 地域学習の充実

三条市の教育資源を活かした系統的な地域学習を展開することが重要です。具体的には、

- ・三条市の暮らしの変遷を学ぶ学習の実施
- ・地域の教育資源を活かした系統的な学習の推進
- ・ものづくり教育や科学教育推進事業の成果拡大

などの取組により、児童生徒の「文化」、「歴史」、「自然」、「ものづくり」、「科学」に対する興味・関心が高まるとともに三条市のよさを知り、自分の将来に夢や希望をもち三条市に愛着と誇りをもてるようになってほしいと願っています。

そのためには、各学校は地域の心の拠り所として地域に開かれた学校づくりを進め、地域とのつながりを強めながら、地域の力を取り入れながら学校教育を進めていくことが求められます。

## オ 小・中教職員の協働

小・中教職員が9年間を見通し、発達段階を踏まえた系統的な指導を行うことにより、学力向上や生徒指導等の課題が解決に向かうと考えられます。具体的には、

- ・小中一貫リーダー(中学校区全体の小中一貫教育の推進役)の指名<各中学校区>
- ・小中一貫コーディネーター(各学校の小中一貫教育の推進役)の指名<各小中学校>
- ・小中交流授業の実施
- ・中学校区単位での学習指導、生徒指導等の充実

・小中教員が協力したT・T授業<sup>11</sup>の実施

などの取組により、小中学校がより連携した教育活動を展開することが大切です。そのために、ハード（6・3制→4・3・2区分）を変えて、小・中教職員が協働しやすい体制づくりが求められます。

#### カ 小中一貫教育モデル校の計画

小中一貫教育を本市の全中学校区で実施するためには、年次計画を作成しソフト面・ハード面の整備を進めていく必要があります。まずは、小中一貫教育モデル校を指定し、小中一貫教育を本市で実施する上での利点や工夫、課題を明らかにしながらモデルプランを作成するなどの準備を進めることは欠かせません。

具体的には、第一中学校区と第三中学校区の学校をモデル校に指定することが考えられます。

まず、第一中学校区は建築年次が古く校舎の老朽化が進んでいる学校が多く、近い将来には建て替えが必要とされています。校舎の建て替えを機に、三条市の理想とする教育を目指した一体型（図2参照）の小中一貫教育を始めることが考えられます。そのためには、第一中学校と第一中学校区内の小学校をモデル校に指定し、一体型の小中一貫教育を目指して準備を進めていく必要があります。その際、用地確保については三条高校の跡地を視野に入れ具体的に検討すべきものと考えています。

また、第三中学校区は、第三中学校を中心として3つの小学校が比較的近く連携のとりやすい条件にあることから、モデル校としては併用型か連携型が考えられます。

第一中学校区のモデル校の通学区域や適正規模、第三中学校のモデル校の形態などについては、今後、地域住民や学校現場などの意見を踏まえ決定すべきものと考えています。

---

<sup>11</sup> T・T授業…(Team Teaching の略) 一つの授業に複数の教師がかかわることで、よりきめ細かい指導を行うことをねらいとした授業形態

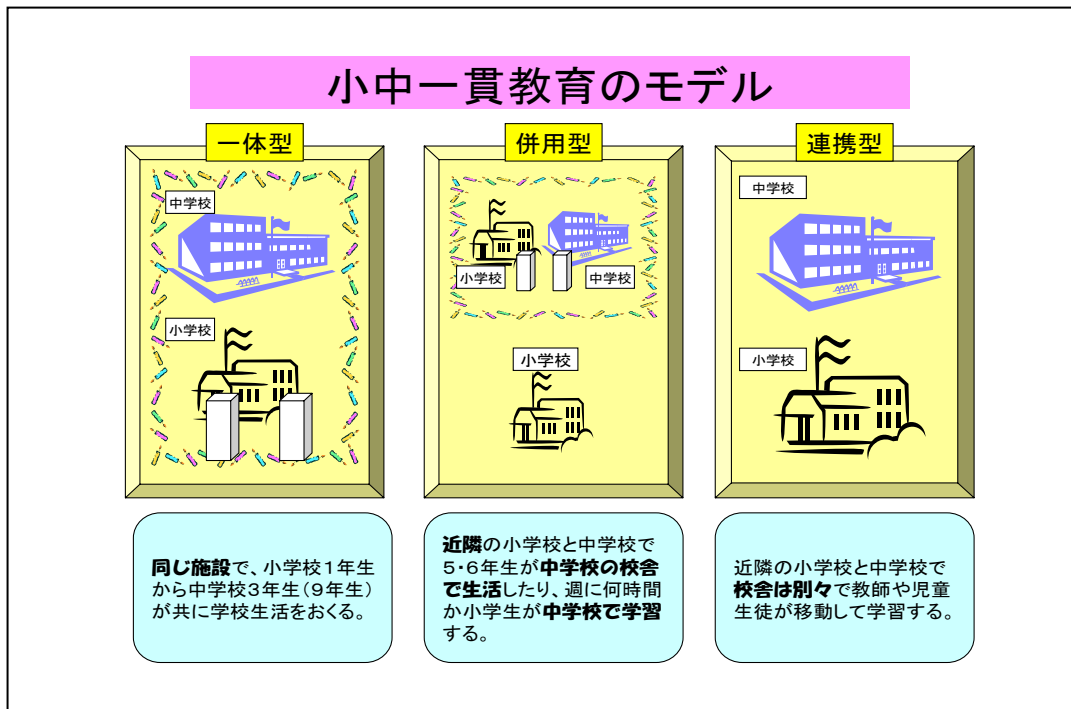


図2 小中一貫教育のモデル

また、主な計画として以下のように準備を進めていくことが必要だと考えられます(図3参照)。

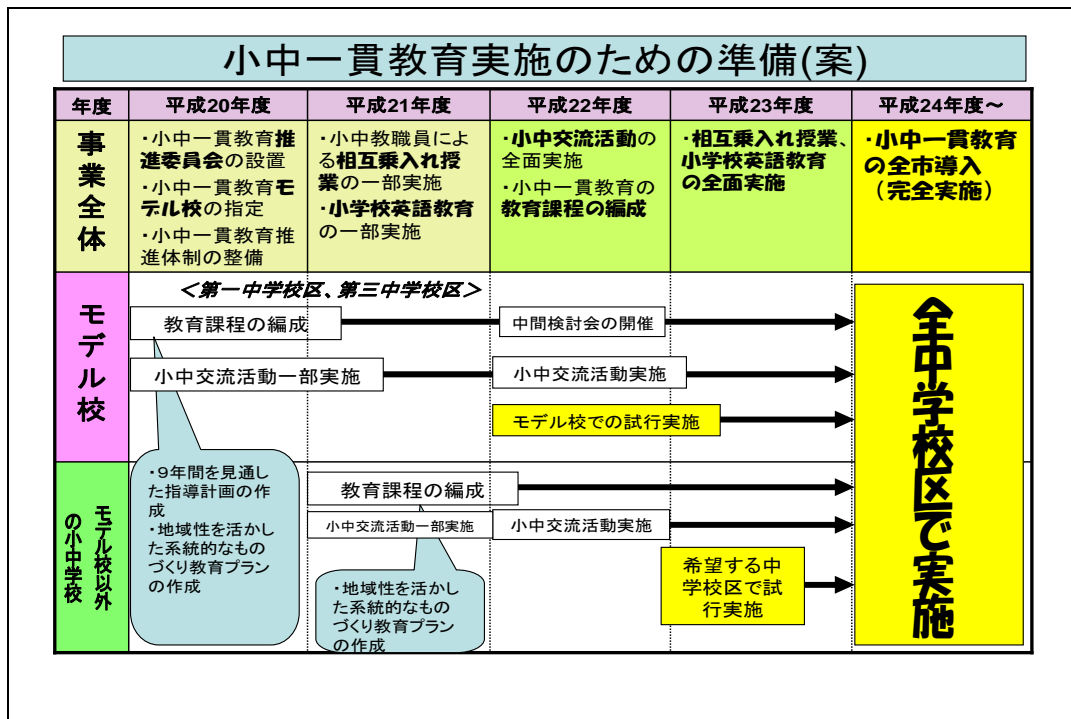


図3 小中一貫教育実施のための準備(案)

## お わ り に

最近国では、教育関係審議会から相次いで答申等が公表されています。

教育再生会議第三次報告・最終報告では、子どもの発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討することや環境教育、「ものづくり」教育を充実させることなどが記されています。

中央教育審議会の学習指導要領改訂に向けた答申では、総合的な学習の時間の時数を削減し、国語や理数等の時数を増加すること、小学校に外国語活動（高学年で週1コマ）を新設すること、幼小の教育課程の工夫による小1プロブレムへの対応を行うことなどが求められています。

これらのことは、概ね本検討委員会の「最終報告」と方向を同じくするものであります。

今年度中には小・中学校の新学習指導要領が告示される予定となっています。今後も、国の動向を踏まえ、これまで以上に県教育委員会等とも連携しながら、計画を推進していく必要があります。

本検討委員会は、三条市の子どもたちにとってどのような教育が相応しいかについて、委員一人ひとりが真摯に受け止め、心を一つにして検討してまいりました。

本報告に関わって、子どもや教職員・保護者・地域住民に対し十分な説明が行われ、理解をいただきながら、より連携・協力した教育を推進し、子どもたちがふるさと三条を愛し、未来を拓き、心身ともに健やかに成長していくことを切に願うものであります。

# 参 考 資 料

- 教育委員長からの検討依頼文
- 三条市教育制度等検討委員会設置要綱
- 三条市教育制度等検討委員会委員名簿
- 三条市教育制度等検討委員会の審議経過

三教総第11号  
平成19年1月31日

三条市教育制度等検討委員会委員長 様

三条市教育委員会  
委員長 梨本 清一

三条市教育基本方針に基づく教育制度等の検討について（依頼）

三条市教育制度等検討委員会設置要綱第2条の規定により、次の事項について検討をお願いいたします。

## 記

### 1 検討依頼事項

- (1) 教育制度に関すること。
- (2) 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること。
- (3) 教育内容の体系的編成に関すること。
- (4) 前各号の事項に関連して必要と認められる事項

### 2 依頼理由

我が国の教育は、関係者を始め国民の地道な努力により、機会均等の理念を実現し、国民の教育水準を高め、その時々時代の要請に対応しつつ、人材の育成を通じて、社会発展の原動力となってきました。しかし、一方で今日の少子化や都市化の進展並びに家庭や地域社会の教育力の低下など学校を取り巻く社会的な環境が大きく変化する中、いじめや不登校、学習意欲の低下等が指摘されています。

三条市においても、いじめ、不登校の人数は減少傾向を示しているものの、深刻なものもあり、その対応に全力を挙げて取り組んでいます。また、基礎学力も標準学力テストでは全国平均をやや上回るものの、上位層と下位層の二極化が進んでいる状況にあります。

これからの学校にあっては、より一層、子どもたちに豊かな心を育むとともに確かな学力を身に付けさせ、保護者や市民の信頼にこたえることができるよう、子どもたち一人一人の個性に応じ、その能力を最大限に伸ばす創意工夫に富んだ教育活動を実施することが重要です。このため、6・3制の教育制度の在り方及び学習指導要領を踏まえた

教育内容やその方法などについて幅広く検討する必要があるものと認識しています。

また、全国的に少子化が進む中、三条市においても児童生徒数が減少し、小中学校の小規模化が進行しています。

学校の適正規模からすれば、平成18年5月1日現在、市立小学校24校のうち15校が、中学校では、全9校のうち7校が12学級未満のいわゆる適正規模に満たない学校となっています。

このような少子化の現状を踏まえ、現時点で把握される住民基本台帳に基づく未就学児童を含めた児童生徒数（平成18年度から24年度まで）を推計すると、平成18年度9,319人の332学級が平成24年度には、8,390人の307学級に減少し、児童生徒数では平成18年度と比べて9.97%の減少傾向を示すものと捉えています。このことは、最近発表された国の将来推計人口からも人口減少が一段と進む傾向と重なるものです。

このことから、統廃合を含めた学区のあり方などの議論は避けられない状況になるものと考えております。しかしながら、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進んでいるからだけで学校の適正規模や施設整備・統廃合を進めるのではなく、児童生徒にとって学力向上や学習意欲の向上を図る等のため、望ましい環境はどうあればよいのかを安全・安心な学校施設との関連の中で捉え、検討を進める必要があるものと考えています。

以上の点を踏まえ、現在実施されている学校教育施策を基礎として、三条市教育基本方針で謳っている三条市の次代を担う心豊かな子どもたちをはぐくむため、1の検討依頼事項に掲げた項目について検討をお願いするものであります。

## 三条市教育制度等検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 三条市教育基本方針に基づき、学校教育の充実を図るため、教育制度等を検討することを目的に三条市教育制度等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育制度に関すること。
- (2) 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること。
- (3) 教育内容の体系的編成に関すること。
- (4) 前各号の事項に関連して必要と認められる事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) 公募により選任された者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から第2条に規定する所掌事項に関する報告を行ったときまでとする。

2 任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 検討委員会は、第2条に掲げる事項を専門的に分掌させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選する。

(調査・研究チーム)

第8条 委員長は、検討委員会又は、専門部会において、必要な専門的事項を調査研究するため、調査・研究チームを置くことができる。

(関係者の出席)

第9条 検討委員会および専門部会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第10条 検討委員会の事務局は、教育総務課に置いて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 この要綱は、検討委員会の報告をもって廃止する。

## 三条市教育制度等検討委員会委員名簿

(50音順)

No.	選出区分	氏 名
1	学識経験者	雲 尾 周
2		小 林 斉 子
3		廣 川 邦 夫
4		宮 原 洋 一
5	地域団体代表	白 鳥 友 宜
6		土 田 豊
7		坂内孝治郎
8		諸 橋 保
9	保護者代表 (PTA)	岡 田 竜 一
10		小 熊 セイ子
11		鈴 木 さゆり
12		内 藤 弘 一
13	学校関係者	荒 木 勉
14		金 子 周 一
15		左 近 武
16		柴 野 ひさ子
17		樋 浦 貞 吉
18		森 一 夫
19	公 募	鈴 木 照 司
20		藤 田 信 雄

○三条市教育制度等検討委員会の審議経過

No.	開催日	内 容
第1回	平成19年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長、副委員長の互選</li> <li>・検討委員会への依頼事項について</li> <li>・三条市の学校教育における現状と課題について</li> <li>・今後の検討委員会の進め方について</li> </ul>
第2回	平成19年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の適正規模、適正配置について</li> <li>・小規模校のメリット・デメリット</li> <li>・学区外・区域外就学の弾力化</li> <li>・小中一貫教育について</li> </ul>
第3回	平成19年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期制の動向について</li> <li>・三条市の学校への人的支援について</li> <li>・三条市の特色ある教育活動</li> <li>・「創造的な知性を培う」科学教育に重点を置いた連携教育課程の編成（幼・小・中附属長岡校園）</li> <li>・小・中連携による「中1ギャップ解消」の取組の成果等（大崎中・大崎小）</li> <li>・小規模特認校制度の事例調べ</li> <li>・学校別学区外就学者調べ</li> <li>・学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること</li> </ul>
第4回	平成19年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区小中一貫校の視察報告について</li> <li>・「荒沢小学校・長沢小学校・下田中学校」教育研究開発（文部科学省指定）について</li> <li>・同規模都市にみる学校統合について（宮城県登米市学校統合構想）</li> <li>・先進地視察について</li> <li>・検討委員会の今後の進め方について</li> </ul>
先進地視察	平成19年5月17日 ～5月18日	東京都品川区日野学園、広島県呉市呉中央学園
第5回	平成19年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三条市教育制度等検討委員会中間報告（案）について</li> <li>・検討委員会の今後の進め方について</li> </ul>
第6回	平成20年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告（案）に寄せられたパブリックコメントへの回答について</li> <li>・三条市教育制度等検討委員会最終報告に向けての検討</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第7回	平成20年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三条市教育制度等検討委員会最終報告（案）について</li> </ul> <p>答申 三条市教育制度等検討委員会最終報告</p>

○教育制度等専門部会開催状況

No.	開催日	内 容
第1回	平成19年6月28日	・小中一貫（連携）教育について
第2回	平成19年7月12日	・三条市の教育資源を活かした教育活動について ・学期制の検討について ・学校の建て直しと統廃合計画について
第3回	平成19年9月27日	・まとめ ・今後の基本的な方向 三条市の進める小中一貫（連携）教育 期待される効果 実施に向けての課題

○学校施設等専門部会開催状況

No.	開催日	内 容
第1回	平成19年7月26日	・学校適正規模及び通学区の検討
第2回	平成19年8月30日	・学校の建て替えと統合計画について ・学校選択制の検討について